

レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、群馬県昭和村 株式会社 あぐりーむ昭和(以下『道の駅』という)が運営管理しています。この利用契約は、お客様(以下『利用者』)がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただき自転車での昭和村をお楽しみください。

1. 利用申込み

利用申込みは、下記の方法で行うことができます。

- (1)観光案内所窓口での申込み
- (2)電話での予約
- (3)メールでの予約

貸出手続きの際、利用申込書に必要事項を記入のうえ、**写真の入った身分証明書**(運転免許書・パスポート・学生証など)と一緒に提示していただきます。**※身分証明書は複写させていただきます。**

利用者が18歳未満の場合は貸出期間中、親権者または18歳以上の方(以下『保護者』とする)が同行できる方。なおこの場合、利用申込に際し保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が必要となります。保護者は本契約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。また、利用申込書に虚偽や身分証明証の提示がされない場合は、利用をお断りすることがあります。ご予約の場合、変更・取消する場合がありますのでお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎご連絡が無い場合は取消させていただきますのでご了承ください。

当レンタサイクルのご利用は、**身長130cm以上**とさせていただきます。

※お客様の個人情報、当レンタサイクル業務及び道の駅管理事業以外の目的には使用いたしません。

2. 利用料金

利用料金は、利用時間、車種に応じた**料金を前払いでお支払い**いただきます。(超過料金あり)

利用料金は、下記の料金表をご覧ください。

車種	4時間	8時間	1泊2日	超過料金/時
クロスバイク	1,000円	1,500円	2,500円	500円
ジュニアサイクル	800円	1,200円	2,000円	400円

※レンタサイクル利用者は**ヘルメット無料貸出(お子様は着用を義務)**

※貸出時間は、**営業時間内でのご利用**となります。

※貸出状況によってはご希望の車種・サイズをお貸出できない場合もございます。

3. 自転車の引き渡し

自転車の引渡しは、係員の取扱説明を受けるとともに、次の項目等について係員とともに点検、確認していただくようお願いいたします。

- ◇ブレーキの効き
- ◇ハンドルの曲り
- ◇ベルの鳴り
- ◇タイヤの空気圧
- ◇サドルの高さ
- ◇**鍵の施錠** **※車両に決められた鍵をお渡します**のでそれ以外の車両には使用しないでください。
- ◇**車両の損傷確認**

4. 自転車の返却

利用者は貸出商品を返却予定時間までに道の駅に返却してください。

※やむを得ない事情による返却場所以外の引取には、別途費用を申し受けます。

5. 貸出期間超過

返却時間が過ぎそうな場合、速やかに道の駅まで連絡してください。貸出期間を超過して返却した場合、お客様は別途定める超過料金を支払うものとします。返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。返却予定時間を経過しても、お客様からの連絡がなく返却がない場合は、電話・メール等で確認させていただく場合があります。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い追加料金は発生します。

6. 事故

利用者が貸出期間中に事故にあわれた場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、道の駅に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。事故について示談等が必要な場合には、お客様自らの責任において行っていただきます。道の駅では事故についての一切の責任を負いません。また、上記にかかわらず、道の駅が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当レンタサイクルが被害を破った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

7. 自転車の故障・損傷

貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに道の駅にご連絡ください。道の駅へ事前の了承なく利用者自身で自転車を修理された場合、修理代金は負担できません。利用者起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受けます。ただし、パンクの場合の修理費用は、道の駅が負担します。なお、自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、道の駅に起因する場合を除いて、道の駅は一切の責任を負いません。

8. 自転車の盗難・紛失

貸出期間中に自転車の盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかに道の駅にご連絡ください。車両に決められた鍵で施錠してください。違った鍵を使用した場合保険が適用されません。また無施錠のまま放置したり管理等利用者起因する事情により盗難、紛失した場合は、50,000円を限度に違約金をいただくことがあります。なお違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金はいりません。

9. 鍵の紛失、破損

自転車の鍵を紛失、破損された場合は交換料として1,000円をいただきます。無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には8項に定める違約金をいただく場合があります。

10. 禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1)飲酒・無謀運転・その他交通法規に違反する行為
- (2)危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3)自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4)自転車及び備品の改造など現状の変更
- (5)当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為
- (6)利用申込者以外の者に使用させること

11. 利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用取り消しし自転車を速やかに返還して頂きます。この場合、利用料金の払戻しは一切致しません。また利用規約の違反により当道の駅もしくは第三者が被害を被った場合には利用者にその損害賠償を請求することがあります。

株式会社 あぐりーむ昭和(道の駅 あぐりーむ昭和)

379-1204

群馬県利根郡昭和村森下2406-2

TEL 0278-25-4831

FAX 0278-25-4832

【営業時間 9:00~18:00(4月~10月) / 9:00~17:00(11月~3月)】